

新技術・新工法の評価・検証に際しての評価基準

新技術・新工法の評価・検証の方法は次のとおりとする。

1. 評価・検証の項目

項目	審査項目
実効性	施工実績などをもとに確実な効果を実証できるか
	豊洲に適用が可能で、実現の可能性は高いか
	長期的に効果が持続するか
施工性	施工のしやすさはどうか
	工事の安全性は確保されているか
環境への配慮	周辺環境への影響は少ないか
経済性	コスト削減効果はどうか
工期	工期短縮の程度はどうか

2. 評価・検証に際しての評価基準（案）

評価・検証の項目には下表のとおり配点する。審査項目ごとに、5段階評価による得点化方法に基づき評価を行い、評価できる場合は、その内容に応じた得点を付与する。

審査項目		配点
実効性	施工実績などをもとに確実な効果を実証できるか	
	豊洲に適用が可能で、実現の可能性は高いか	
	長期的に効果が持続するか	
小計		
施工性	施工のしやすさはどうか	
	工事の安全性は確保されているか	
小計		
環境への配慮	周辺環境への影響は少ないか	
小計		
経済性	コスト削減効果はどうか	
小計		
工期	工期短縮の程度はどうか	
小計		
計		

5段階評価による得点化方法	
優れている	(A)
(A)と(C)の中間程度	(B)
標準	(C)
(C)と(E)の中間程度	(D)
得点水準に達しない	(E)

3. 留意事項

- ・ 事務局による基礎審査において、公募要件を満たさないものは、評価・検証の対象としない。
- ・ 評価・検証は、各委員による個別評価を行ったうえで、会議において合議のうえ、最終的な評価を確定する。
- ・ 委員との利害関係者からの提案があった場合は、当該委員はその提案の評価は行わない。
- ・ 評価・検証を行う際、委員には提案者名を明らかにしない。